別記様式第13号(第15条関係)

第　　　号

年　　月　　日

開示実施手数料減額(免除)決定通知書

様

国立大学法人新潟大学

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました開示実施手数料減額(免除)申請について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき，下記のとおり決定しましたので，通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる法人文書の名称 |  |
| 開示の実施方法 |  |
| 決定内容 | □減額　　□免除　　□減額・免除なし |
| 開示実施手数料を減額(免除)する額 |  |
| 減額(免除)しない理由 |  |

※1　決定内容が「全額免除」の場合以外は，開示実施前に開示実施手数料を納入してください。

※2　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により，この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に，国立大学法人新潟大学に対して審査請求をすることができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることができなくなります。)。

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6箇月以内に，国立大学法人新潟大学を被告として(訴訟においては学長が代表者となります。)，新潟地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6箇月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

※3　ご不明な点がある場合は，情報公開担当(TEL　　　　　　　)にお問い合わせください。